

陳情第 4 号

2021 年 5 月 17 日

尾張旭市議会 議長 早川八郎 殿

尾張旭市の情報公開（公文書公開）において

電磁記録での交付ができるように条例の改正を求める陳情書

陳情者

尾張旭市 歳

TEL/FAX

【陳情趣旨】

現在、尾張旭市の情報公開（公文書公開）では、用紙で交付できる文書等は電磁記録での交付は行われません。それは、市条例・取扱要領で「公文書が紙の形で存在する文書又は図画については原本性の問題から、電磁記録の交付は行わない」と規定し、「情報公開事務の手引き」で「録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ及びビデオディスクの複製の作成は、行いません。」としているからです。

愛知県では、電磁記録での交付について、開示請求者の便宜を考慮し、できる限りその要望に応える必要があることから、電磁記録をフロッピーディスク、光磁気ディスク又は光ディスクに複写したものの交付しています。名古屋市も愛知県警も電磁記録での交付を行っています。そして、写しの作成に必要な費用の額は、光磁気ディスクは 1 枚につき 200 円、光ディスクは 1 枚につき 70 円としている。（名古屋市は、CD-R が 50 円、DVD-R が 100 円）

電磁記録での交付は請求者の便宜になると同時に行政の側にとっても事務の軽減に資することになります。

【陳情事項】

尾張旭市情報公開条例・取扱要領：第 5、5 のアを改正し、電磁記録での交付が行えるようにすること。

